# 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

製品名 ラッカースプレー

仕様 色:黄

会社名 株式会社MonotaRO

所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階

担当者名 商品お問合せ窓口 電話番号 0120-443-509 FAX番号 0120-289-888 緊急連絡先 所在地と同じ 推奨用途 工業用一般

使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物

質専門家等の判断を仰ぐこと。

整理番号 M250918

## 2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性

エアゾール 区分1

健康有害性

急性毒性(吸入:蒸気)区分4

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A

生殖毒性 区分1B

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肝臓 呼吸器 循

環器系 腎臓 全身毒性 中枢神経系)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺

激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系 呼吸器

神経系 生殖器(男性))

環境有害性 水生環境有害性 短期(急性) 区分3

水生環境有害性 長期(慢性) 区分3

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分

類できない。

#### GHSラベル要素

#### 絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報 H222 極めて可燃性の高いエアゾール

H229 高圧容器:熱すると破裂のおそれ

H319 強い眼刺激

H332 吸入すると有害

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H336 眠気又はめまいのおそれ

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H371 肝臓、呼吸器、循環器系、腎臓、全身毒性、中枢神

経系の障害のおそれ

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、呼吸

器、神経系、生殖器(男性)の障害のおそれ

H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

#### 注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 (P202)

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざける こと。禁煙。(P210)

裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)

使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しない こと。(P260)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 (P270)

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

(P280)

応急措置

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿

勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタ クトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察/手当 てを受けること。(P308+P313)

気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。 (P314)

眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。 (P337+P313)

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 (P403+P233)

施錠して保管すること。(P405)

日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。

(P410+P412)

廃棄

保管

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄

物処理業者に業務委託すること。(P501)

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化子物具 化百物切区剂		此口彻			
化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
アルキド樹脂	6.0~12.0%	不明	不明	不明	63148-69-6
ピグメントイエロー139	5.0~10.0%	不明	(5)-5732	8-(2)-1221	36888-99-0
ピグメントイエロー12	1.0~3.0%	不明	不明	不明	6358-85-6
セロソルブアセテート	2.0%	不明	(2)-740	既存	111-15-9
ニトロセルロース	5.0~9.0%	不明	(8)–176	既存	9004-70-0
イソプロピルアルコール	2.0%	CH3CH(OH) CH3	(2)–207	既存	67-63-0
キシレン	4.0%	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7

酢酸ブチル	30.0~45.0%	CH3COOC H2CH2CH2 CH3	(2)-731	既存	123-86-4
プロパン	2.4~4.5%	CH3CH2CH 3	(2)-3	既存	74-98-6
イソブタン	5.6~10.5%	C4H10	(2)-4	既存	75-28-5
ジメチルエーテル	20.0~30.0%	CH3OCH3	(2)-360	既存	115-10-6

# 4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい 姿勢で休息させること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置 適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

棒状水。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な 保護具及び予防措置 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を 着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保 護具及び緊急時措置 作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。

環境に対する注意事項

漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法及

び機材

少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り 除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の

水で洗い流す。

多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に 導いてからドラムなどに回収する。

二次災害の防止策

付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を 準備する。

床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原 因となるため注意する。

漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行 い、保護具を着用する。

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気

装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を 設置する。

安全取扱注意事項

使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこ ٥ع

接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管 安全な保管条件 『10. 安定性及び反応性』を参照。

日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。

日光から遮断すること。 施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

### 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
アルキド樹脂	未設定	未設定	未設定
ピグメントイエロー139	未設定	未設定	未設定
ピグメントイエロー12	未設定	未設定	未設定
セロソルブアセテート	5ppm	5ppm(27mg/m3)(皮)	設定あり
ニトロセルロース	未設定	未設定	未設定
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m3)	設定あり
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m3)	設定あり
酢酸ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m3)	設定あり

プロパン	未設定	未設定	設定あり
イソブタン	未設定	500ppm(1200mg/m3)	設定あり
ジメチルエーテル	未設定	未設定	未設定

	厚生労働大臣が定める濃度の基準		
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値	
アルキド樹脂	未設定	未設定	
ピグメントイエロー139	未設定	未設定	
ピグメントイエロー12	未設定	未設定	
セロソルブアセテート	未設定	未設定	
ニトロセルロース	未設定	未設定	
イソプロピルアルコール	未設定	未設定	
キシレン	未設定	未設定	
酢酸ブチル	未設定	未設定	
プロパン	未設定	未設定	
イソブタン	未設定	未設定	
ジメチルエーテル	未設定	未設定	

許容濃度(ACGIH)参照先: https://www.acgih.org/

設備対策 蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局

所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を

設置する。

機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

保護具 呼吸用保護具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護

具を選択し、着用すること。

手の保護具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を

選択し、着用すること。

状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な

保護具を着用すること。

眼、顔面の保護具 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔

面の保護具を選択し、着用すること。

皮膚及び身体の保護

具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物

を選択し、着用すること。

状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適

切な保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態エアゾール形状液体色黄色臭い特異臭

融点/凝固点 データなし 沸点又は初留点及び沸点範 データなし

井

可燃性データなし

爆発下限界及び爆発上限界 下限 /可燃限界

> 上限 データなし

データなし

引火点 20.7℃(セタ密閉式)

自然発火点 データなし データなし 分解温度 На データなし データなし 動粘性率 溶解度 水に不溶

n-オクタノール/水分配係 データなし

データなし 蒸気圧 密度及び/又は相対密度  $0.8 \sim 1.0$ 相対ガス密度 0.50~0.56 粒子特性 データなし

10. 安定性及び反応性 反応性 通常の取扱い条件下では安定である。

化学的安定性 通常状態、中性、および弱酸性で安定。強酸性、アルカリ

性状態で不安定。

危険有害反応可能性 通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。

危険有害な重合を生じない。 避けるべき条件 着火源との接触を避けること。 強酸性、アルカリ性物質 混触危険物質

危険有害な分解生成物 水蒸気、二酸化炭素、および一酸化炭素を生成する恐れ

がある。

11. 有害性情報 急性毒性 経口 急性毒性推定値が18468.2046138mg/kgのため区分に該

当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区

とした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

吸入 (気体)

GHS定義による気体ではない。

(蒸気)

急性毒性推定値が4861.9606314ppmのため区分4とした。

(粉じん・ミスト)

データ不足のため分類できない。

10×(区分1+1A+1B+1C)+区分2の成分合計が4%のため、 区分3とした。

JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当 しないに変更。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区 分に該当しないから分類できないに変更。

眼区分2B+眼区分2の成分合計が43%のため、区分2Aとし た。

データ不足のため分類できない。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有し

ないため、区分に該当しないとした。

分に該当しないから分類できないに変更。 経皮 急性毒性推定値が19125mg/kgのため区分に該当しない

皮膚腐食性/皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性

呼吸器感作性 皮膚感作性

#### 生殖細胞変異原性

発がん性

生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく 露)

特定標的臓器毒性(反復ばく 露)

誤えん有害性

12. 環境影響情報 水生環境有害性 短期(急 性)

水生環境有害性 長期(慢性)

生態毒性 残留性·分解性 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

(生殖毒性)

区分1Bの成分が4%のため、区分1Bとした。

※区分2は2%含まれる。

(生殖毒性・授乳影響)

データ不足のため分類できない。

区分1(全身毒性)の成分が2%のため、区分2(全身毒性)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が2%のため、区分2(中枢神経系)とした。

区分1(肝臓)の成分が4%のため、区分2(肝臓)とした。

区分1(呼吸器)の成分が4%のため、区分2(呼吸器)とした。

区分1(腎臓)の成分が4%のため、区分2(腎臓)とした。

区分1(中枢神経系)の成分が4%のため、区分2(中枢神経系)とした。

区分1(循環器系)の成分が8.5%のため、区分2(循環器系)と した。

区分3(気道刺激性)の成分合計が39%のため、区分3(気道刺激性)とした。

区分3(麻酔作用)の成分合計が79%のため、区分3(麻酔作用)とした。

※区分2(腎臓)は2%含まれる。

区分1(血液系)の成分が2%のため、区分2(血液系)とした。

区分1(呼吸器)の成分が2%のため、区分2(呼吸器)とした。

区分1(生殖器(男性))の成分が2%のため、区分2(生殖器(男性))とした。

区分1(呼吸器)の成分が4%のため、区分2(呼吸器)とした。

区分1(神経系)の成分が4%のため、区分2(神経系)とした。

※区分2(肝臓)は2%含まれる。

※区分2(呼吸器)は2%含まれる。

※区分2(脾臓)は2%含まれる。

動粘性率が不明のため、分類できないとした。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が79%のため、区分3とした。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が40%のため、区分3とした。

データなし

 生体蓄積性
 データなし

 土壌中の移動性
 データなし

 ボーラなし
 データなし

オゾン層への有害性データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に発える。

に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、 または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそ

こに委託して処理する。

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの 処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃

棄物処理業者に委託すること。

汚染容器及び包装 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地

方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地

方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

焼却に際しては引火性物質を含むので注意して行う。

14. 輸送上の注意 国際規制

国内規制

海上規制情報 IMOの規定に従う。

UN No. 1950 Proper Shipping Name エアゾール

Class 2.1 Packing Group -

Marine Pollutant Not applicable Liquid Substance Not applicable

Transported in Bulk According to MARPOL 73/78. Annex II. the

IBC Code

航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う。

UN No. 1950 Proper Shipping Name エアゾール

Class 2.1

Packing Group -

陸上規制 消防法の規定に従う。 海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1950 品名 エアゾール

クラス 2.1 容器等級 -

海洋汚染物質 非該当 MARPOL 73/78 附属 非該当

書II 及びIBC コードに よるばら積み輸送され

る液体物質

航空規制情報航空法の規定に従う。

国連番号 1950 品名 エアゾール クラス 2.1 等級 -126

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令 労働安全衛生法

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2·有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)

キシレン ニトロセルローズ ブタン プロピルアルコール 酢酸ブチル

危険物・爆発性の物(施行令別表第1第1号)

危険物・発火性の物(施行令別表第1第2号)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)(安衛則別表第2の番号: 265)(2%)

キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(4%)

ニトロセルローズ(安衛則別表第2の番号:1477)(1%-10%)(営業秘密)

ブタン(安衛則別表第2の番号:1720)(1%-10%)(営業 秘密)

プロピルアルコール(安衛則別表第2の番号:1780) (2%)

酢酸ブチル(安衛則別表第2の番号:603)(37%)

特殊健康診断対象物質·現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、 令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)

キシレン

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)

キシレン ジメチルエーテル ニトロセルローズ ブタン

労働安全衛生法(令和8年 施行分) 労働安全衛生法(令和9年 施行分)

毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進 法(PRTR法) プロパン プロピルアルコール

酢酸ブチル

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)(安衛則別表第2の番号: 265)(2%)

キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(4%) ジメチルエーテル(安衛則別表第2の番号:1011) (10%-20%)(営業秘密)

ニトロセルローズ(安衛則別表第2の番号:1477)(1%-10%)(営業秘密)

ブタン(安衛則別表第2の番号:1720)(1%-10%)(営業 秘密)

プロパン(安衛則別表第2の番号:1768)(5%未満)(営 業秘密)

プロピルアルコール(安衛則別表第2の番号:1780) (2%)

酢酸ブチル(安衛則別表第2の番号:603)(37%)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)

キシレン

ジメチルエーテル

ニトロセルローズ

ブタン

プロパン

プロピルアルコール

酢酸ブチル

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第 1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条 の2別表第2)

エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)(安衛則別表第2の番号: 265)(2%)

キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(4%)

ジメチルエーテル(安衛則別表第2の番号:1011) (10%-20%)(営業秘密)

ニトロセルローズ(安衛則別表第2の番号:1477)(1%-10%)(営業秘密)

ブタン(安衛則別表第2の番号:1720)(1%-10%)(営業 秘密)

プロパン(安衛則別表第2の番号:1768)(5%未満)(営 業秘密)

プロピルアルコール(安衛則別表第2の番号:1780) (2%)

酢酸ブチル(安衛則別表第2の番号:603)(37%)

### 非該当

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表 第1)

キシレン(管理番号:80)(4.0%)

酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)(管理番号:133)(2.0%)

化審法 消防法

水質汚濁防止法

悪臭防止法 大気汚染防止法

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法

船舶安全法 航空法

港則法

道路法

特定有害廃棄物輸出入規制 法(バーゼル法) 水道法

労働基準法

化学兵器禁止法

16. その他の情報 参考文献

その他

優先評価化学物質(法第2条第5項)

第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省 令第1条)

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

特定悪臭物質(施行令第1条)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環 境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府 県への通達)

危険物(施行令別表第1の4)

有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第 1号)

輸出貿易管理令別表第1の1項

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)

高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1) 高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速 道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月 18日省令第12号)

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表 第1の2第4号1)

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成 システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。